

マラウイ出入国に際しての条件・行動制限・渡航制限等について

1 マラウイへの渡航

ア ワクチン接種を完了（注：保健省によれば2回接種の事）し、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（電子版）を提示できる場合は、PCR検査の陰性証明書は必要ありません。

イ ワクチン接種を完了していない、または新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（電子版）を提示できない場合は、マラウイ入国前72時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書（注：英文。フォーマットの指定なし）を提示します。

ウ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を持たない者は入国地点でワクチン接種を受けます。

- ・PCR検査陰性証明書は英文で記載されていること。フォーマットの指定はありません。状況により空港内で新型コロナウイルス検査のための検体採取が行われる可能性があります。入国後14日間は自主モニタリング（注：自主隔離ではなく、ソーシャルディスタンスやマスク着用等感染予防対策を行った上で、他者との接触が可能。）を実施する必要があります。
- ・入国地で提示する有効なワクチン接種証明書のワクチン種類は、アストラゼネカ、ファイザー、ジョンソン&ジョンソン、モデルナ、中国シノバック製ワクチンとなります。今後、WHOが認可したワクチンを有効と認めるとのことです。
- ・有効なワクチン接種証明書を提示出来ない場合は、入国手続き前に上陸地でワクチンの無料接種を受ける。ワクチンの種類は在庫状況により異なるとのこと。
- ・12歳以上の子供についてもマラウイ入国時にワクチン接種証明書の提示が求められます。提示出来ない場合、ファイザー製ワクチンを接種することが可能。
- ・有効なワクチン接種証明書が無く、ワクチン接種を拒否した場合は、自己負担にて10日間の指定施設での隔離となる。また、場合によっては、入国出来ない可能性もある。渡航前に有効なワクチン接種証明書を準備することを強くお勧めいたします。
- ・当国保険省担当官によれば、日本の市区町村等で発行されたワクチン接種証明書は有効です（実際に当館館員が日本の自治体発行のワクチン接種証明書のみで入国しています。）。また、マラウイ国内でワクチン接種を行った方は、有効なワクチン接種電子証明書を提示する必要があります。同電子証明書の取得についてはマラウイ保健省のフリーダイヤル929に電話するか [eoc.health@mail.gov.mw](mailto:eoc.health@mail.gov.mw) へメール又はWhatsApp +265 887 371 288 へ連絡しEPI番号を取得してから <https://covid19.health.gov.mw/> へアクセスし、EPI番号を入力することで同電子証明書のダウンロードが可能となります。
- ・マラウイ入国には査証が必要です。2019年11月1日よりマラウイへの入国査証審査がオンライン化されました。渡航前にマラウイ入国管理局のホームページ (<https://evisa.gov.mw/>) より事前に査証を取得してください。

## 2 エチオピア出入国及びトランジットに関する新たな措置（デジタルPCR陰性証明書）

2021年6月2日、エチオピア保健省は、エチオピアを出入国及びトランジットする全ての旅行者に対し、トラステッド・トラベル・ガイドライン又はグローバル・ヘブン・プログラムに基づくデジタルPCR陰性証明書の推奨を発表。7月1日以降は同証明書の提示を義務化すると発表しました。エチオピア出入国及びトランジットをする全ての旅行者は、トラステッド・トラベルのアカウント登録をよろしくお願いいたします。なお、デジタルPCR陰性証明書の提示はワクチン接種の回数によっては求められないことがあります。

上記発表に伴い、マラウイでのPCR陰性証明書の発行もトラステッド・トラベルの個人アカウントからダウンロードする形式となり、トラベルパスとQRコードを取得する必要があります。また、現時点で日本国内ではトラステッド・トラベルを利用可能な検査所が存在しないため、日本から渡航する際は、取得した陰性証明書をスキャン又は写真撮影をしてグローバル・ヘブンへアップロードし、トラベルパスとQRコードを取得して下さい。（トラステッド・トラベル又はグローバル・ヘブンどちらかのアカウントを登録することで、双方のプラットフォームが利用可能です。）

グローバル・ヘブン (<https://globalhaven.org/>)

トラステッド・トラベル (<https://africacdc.org/trusted-travel/>)

詳細は下記の在エチオピア日本国大使館ホームページをご確認下さい。

[https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00632.html](https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00632.html)

## 3 渡航者用のPCR検査機関について

- ・料金：マラウイ人及び外国人居住者は40,000クワチャ、外国人旅行者80,000クワチャ。  
現地通貨クワチャ払いのみ受付。
- ・献体採取：フライト2日前しか受付しない。（例：金曜フライトの場合は水曜に献体採取し木曜の朝に結果判明。日本への渡航の場合は、結果判明後に日本書式への記載を依頼に行く。）
- ・持ち物：現地通貨、旅券、eチケット（原本とコピー1部を用意する。現地に提出する場合あり。）  
電話番号、Eメールアドレスを伝える。CHSUへ献体採取に行く場合は、事前にカムズセントラルホスピタルで支払いを済ましたレシートを持参すること。
- ・下記機関でのみ検査、発行が可能です。（日本書式への記載も可。）

### ア Kamuzu Central Hospital (カムズ セントラル ホスピタル)

所在地：リロングウェ Area 33, next to Kamuzu College of Nursing

電話：01-754-725

### イ National Public Health Institute of Malawi (PHIM), CHSU Campus

マラウイ国立公衆衛生研究所 (PHIM)、CHSU キャンパス

所在地：リロングウェ Area 3

※現地での支払いを受け付けていないため、事前にカムズ セントラル ホスピタルで支払いをしておく。支払い済みレシートを提示して献体採取を行う。

### ウ Queen Elizabeth Central Hospital (クィーン エリザベス セントラル ホスピタル)

所在地：ブランタイヤ along Chippembere Highway

電話：01-877-333

エ Mzuzu Central Hospital (ムズズ セントラル ホスピタル)

所在地：ムズズ off Lubinga Road (M1)

電話：0992-798-168

オ Zomba Central Hospital (ゾンバ セントラル ホスピタル)

所在地：ゾンバ along M3

電話：01-525-334、0999-962-683

以上